

平成27年度町功労者表彰式 町合併60周年記念式典



▲式典であいさつをする奥名克美町長

■功労者をたたえて

11月3日（火・祝）町生涯学習センターで平成27年度功労者表彰式および町合併60周年記念式典が開催されました。

功労者表彰は、町が「町功労者表彰規程」に基づき、多岐にわたり活躍し町に貢献された7人を表彰。町、町議会、区長会を始めとする関係者約130人が出席しました。

表彰式では、受賞者1人ひとりに奥名克美町長が表彰状と記念品を贈呈。「自治」、「福祉」、「スポーツ」の各分野における功労をたたえる功労と、多分野に渡る功績に対して贈る特別功労により、表彰された7

人の名誉をたたえました。

功労者を代表して、宮澄安一さん（中横田区）が「たくさんの方に祝福していた、だき感謝申し上げます。この功績も住民や周りの皆さんののおかげだと思っております。今までに学んだことを次の世代に伝えていくことが私たちの仕事と、力を尽くしていきます」と謝辞を述べました。

■60周年記念式典

町合併60周年記念式典は、旧甲佐町、宮内村、竜野村、乙女村、白旗村が昭和30年に合併して60周年を記念して開催され、式典では、奥名町長が「皆さんのご支援とご協力のおかげでこの式典を開催することができました。今後も住民の皆さんが住んで良かったと思える、活力あるまちづくりを目指して努力します」とあいさつしました。

式典後には、記念講演会を開催。本町出身で海上自衛隊第29代海上幕僚長の赤星慶治さんが「国を守る・人を守る」をテーマに講演しました。

平成27年度甲佐町功労者の受賞者



福祉功労

岩村 辰雄さん
〔南三箇区〕

町社会福祉協議会理事、同協議会副会長、町嘱託員



自治功労

宮澄 安一さん
〔中横田区〕

町議会議員、町ソフトボール協会会長、町体育協会副会長、町嘱託員、竜野地区社会福祉協議会副会長、龍の舞・龍神太鼓保存会会長



特別功労

池田 春水さん
〔大町区〕

町消防団長、町民生委員・児童委員（大町・有安区）、町農業委員会委員、町土地改良区理事長



特別功労

甲斐 博さん
〔下豊内区〕

上益城農業協同組合代表理事組合長、同組合代表理事、町民生委員・児童委員、町嘱託員



スポーツ功労

緒方 秀壽さん
〔糸田区〕

日本陸上競技連盟公認審判員、町陸上協会副会長、町体育協会理事、町陸上協会理事



自治功労

高田 康夫さん
〔早川区〕

町社会教育指導員、町公民館館長、郡公民館連合会会長、県公民館連合会副会長



自治功労

西坂 親さん
〔南三箇区〕

町議会議員

【功労者説明】功労の表彰分野、功労者氏名、行政区、表彰に該当すると認められた経歴および功績など

12月は、国民健康保険制度の適用適正化月間

社会保険を脱退または加入したときは届け出をお忘れなく

■国民健康保険の資格変更があった場合は届け出を

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（職場の健康保険・共済組合・船員保険なども含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、すべての人に加入していただく制度です。

社会保険を脱退または加入など資格の変更があった場合は、町住民生活課まで届け出をお願いします。

●社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯にお勤め先の健康保険加入者がある場合、その加入者の保険の被扶養者として認定されることがあります。扶養認定がされるかどうか、あらかじめお勤め先に相談してから資格変更の手続きをしてください。

▼被扶養者の範囲

- ① 被保険者と同居していても被扶養者となれる人
 - ・配偶者（内縁関係でもよい）
 - ・子、孫および弟妹
 - ・父母、祖父母などの直系尊属
- ② 被保険者と同居していることが被扶養者となる条件の人

- ・ ①以外の3親等内の親族（孫、配偶者の父母や子、兄弟、伯叔父母、おい・めいなど）
- ・ 内縁関係の配偶者の父母と子（当該配偶者の死後も、引き続き同居する場合を含む）

▼被扶養者の年収の目安

- ① 年収130万円未満で、かつ扶養する人の年収の半分以上であること
- ② 60歳以上または一定の障がい者の場合は、年収180万円未満であること

万円未満であること

■所得の申告は申告期間に忘れずに行いましょう

国民健康保険に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定の正しい判定ができなくなったりします。

まだ申告が済んでいない人は、町税務課までご相談ください。

▼お問い合わせ先

- ・ 国民健康保険について
町住民生活課

☎ 096・234・1113

（内線106）

✉ kig106@town.kosa.lg.jp

- ・ 所得の申告について
町税務課

☎ 096・234・1112

（内線115）

✉ kig115@town.kosa.lg.jp

■国民健康保険の資格の変更時に必要な手続き

届け出項目	国民健康保険加入届	国民健康保険脱退届
届け出が必要な場合	社会保険を脱退した場合	社会保険に加入した場合
手続きに必要なもの	・ 社会保険を脱退した証明書（離職票・資格喪失証明書など） ・ 印鑑	・ 社会保険被保険者証 ・ 国民健康保険被保険者証（今まで使用していたもの） ・ 印鑑
手続きが遅れると…	社会保険の資格喪失日まで、さかのぼって課税され、高額な保険税が発生する場合があります。	国民健康保険税が課税されたままで、社会保険料と両方納めている状態になります。